

報道関係者各位

令和4年11月2日

住民票の記載誤りについて

- ・死亡届に基づき、住民票に死亡日等を記載する際、誤って同一世帯内の別人の住民票に記載してしまう事案がありましたので報告いたします。
- ・住民票はすぐに回復できましたが、当該者のマイナンバーカードが失効しました。
- ・関係者には、速やかに説明と謝罪を行い、ご了解いただいております。
- ・死亡された方を間違ふという事態を深刻に受け止め、今後、こうしたことが再発しないよう、記載前の厳重なチェックを徹底いたします。

1. 発生日時

令和4年10月31日（月）10時ごろ

2. 誤って処理をした対象者

市内在住の方（1名）（死亡者は同一世帯の世帯員）

3. 経過説明

(1) 10月31日（月）

- ・市の担当者が住民票に記載する際、同一世帯内で対象者を誤認して記載した。
- ・担当者は記載直後に誤りに気づき、住民票の回復処理を行い、住民票は元に戻った。
- ・マイナンバーカードは、住民票とシステム上連動しているため、失効してしまった。
- ・住民票を用いて事務を行っている庁内関係課と年金事務所に情報提供。
⇒本件による影響は発生しておりません。

(2) 11月1日（火）

- ・当該者のご親族に面会し、説明と謝罪 ⇒ ご親族から当該者にお伝えされ、ご了解いただきました。

4. 今後の対応

死亡された方を間違ふという事態を深刻に受け止め、このようなことが二度と起こらないよう、記載を行う前に入力確認票と届出書を厳重にチェックし、内容に誤りがないことを確認する手順を徹底いたします。



SDGs 未来都市

舞鶴市 市民課（担当：岩田）

〒625-8555 舞鶴市字北吸 1044

TEL:0773-66-1001、FAX: 0773-63-9232

E-mail:simin@city.maizuru.lg.jp